

Q&A

<補助の対象について>

Q1 1事業所につき何人まで応募できるか？

A1 人数の制限はありませんが、多数の場合は市で調整する場合があります。

Q2 要領で定めている補助の対象について「介護職員等処遇改善加算を算定していること」とあるが、介護支援専門員更新研修（介護支援専門員専門研修）又は主任介護支援専門員更新研修（以下「更新研修」という。）を受講する職員が勤務する事業所・施設が算定していないといけないのか。

A2 そのとおりです。

Q3 要領で定めている補助の対象について「介護職員等処遇改善加算を算定していること」とあるが、介護予防支援及び居宅介護支援は介護職員等処遇改善加算の対象外である。この場合、どう取り扱えばよいか。

A3 介護予防支援と居宅介護支援の事業所については、「介護職員等処遇改善加算を算定していること」という条件は適用しません。

Q4 広島県外の更新研修を受講した場合、対象となるか？

A4 福山市内の事業者がその従業者である（主任）介護支援専門員に更新研修を受講させ、費用を負担した場合は、対象となります。

Q5 勤務形態が派遣社員の場合は対象となるか？

A5 派遣社員は、交付要綱に定める事業者の従業者に該当しないため対象となりません。

Q6 従業者に対して更新研修の受講経費を貸し付けた場合、その貸付金は補助の対象となるか？

A6 対象外です。ただし、一定の年数勤務しなかった場合に返済させる等の条件を付し、全額又は一部を従業者に給付した場合は対象となりますが、従業

員から給付金の返還があった場合は、市へ補助金の返還が必要となります。

Q7 他の公的な制度により研修の受講料等に対する費用の助成を受けている場合は対象となるか？

A7 受講料及びテキスト代に関する補助を受けている場合は対象外となります。

Q8 専門研修課程Ⅰ又はⅡを受講する場合、補助の対象になるのか。

A8 対象になります。

<対象経費について>

Q9 就職活動中等で勤務をしていない人が、自費で更新研修を受講した場合は対象となるか。

A9 事業者に対する補助事業ですので、個人での補助申請はできません。

Q10 補助事業者が更新研修の受講経費の全額ではなく、一部を負担した場合は対象となるか。

A10 一部負担であっても、補助事業者が実際に負担した金額のみ、補助対象となります。

<申請について>

Q11 事前登録とは、どのような手続きか。

A11 補助金の交付申請を行うための手続きとして、事前登録が必要となります。事前登録届に研修受講（予定）者の名前や受講期間等を記入し、研修開始前に市へ提出してください。

なお、市は届出内容等を確認の上、補助金交付申請事前登録通知書（以下「事前登録通知書」という。）を送付しますので、事前登録通知書を受け取った事業者は、従業者に更新研修を受けてもらい、更新研修終了後に、補助金の交付申請を行ってください。

Q12 事前登録通知書は、必ず送付されるものか？

A12 事前登録届を提出いただいた時点で市の予算を超えている場合は、事前登録通知書ではなく、不受理通知を送付します。

Q13 事前登録届では2人の従業者を登録していたが、実際には1人しか受講しなかった場合、事前登録届を再度提出する必要があるか？

A13 事前登録届の再提出は不要ですが、介護保険課へ御連絡ください。

<受講経費の領収書（写し）について>

Q14 受講経費を銀行振込やコンビニで支払ったため、振込明細や振り込み受領書等しか無い場合は申請可能か。また、クレジットカード払いの場合はどうか？

A14 領収書の写しが必要ですので、研修事業者に領収書の発行を依頼してください。クレジットカード払いの場合も同様に領収書の写しが必要となります。